

什器・備品の更新及び修理基準

1. 更新基準

- (1) 部品保有期間の終了等により修理が不可能な場合
- (2) 修理費用が更新費用を上回る場合等更新した方が経済的な場合
- (3) 同時期に購入した同一型番を一斉更新する必要がある場合（頻繁に故障が発生する場合等）
- (4) 議員事務室の入替え時等の電気ポットの更新

2. 修理基準

- (1) 業務に支障を来すような故障の場合
- (2) 部品交換等の故障で、メーカー修理が可能な場合
- (3) 議員事務室の入替え時等において、傷、汚れ等著しく美観を損ねる場合

3. 修理対象になる主な事例

- (1) 回転いす（議員用執務椅子、一般執務椅子等）
ガス抜け、キャスター破損、張地の破れ及び汚れ、クッション破損、リクライニング不良、肘掛け破損等
- (2) 会議いす（会議椅子等）
キャスター破損、張地の破れ及び汚れ等
- (3) 会議いす（安楽椅子等）
張地の破れ及び汚れ、クッション交換等
- (4) 両袖机、片袖机、平机（議員用執務机、一般執務机）
傷、へこみ、引き出し開閉不良、附属品破損、シール剥がし等
- (5) 角机、長机
傷、へこみ等
- (6) ワゴンキャビネット
引き出し開閉不良、キャスター破損、鍵の破損及び紛失、附属品破損
- (7) 書棚（キャビネット、書棚（造作家具））
開閉不良、ガラス戸（ひび割れ）、棚板破損、耐震補強、汚れ、部分日焼け等
- (8) ロッカー
開閉不良、附属品破損、汚れ、部分日焼け等

4. その他

- (1) 什器・備品の更新及び修理実績は資料 3 - 10 に示す。
- (2) 使用者の故意又は過失により、什器・備品が破損（タバコ焦げ跡、カッター傷等）、紛失（鍵、備品附属品等）等した際の費用負担については、原則として使用者が負担する。
- (3) 使用者以外による（2）と同様の事象が生じた場合、その者が特定できないときの負担については参議院と協議の上、決定する。